

二. 制度上における情報開示請求手続の流れ

1. 政府情報公開条例に基づく情報開示手続に関する法制度調査

政府情報公開条例に基づく情報開示について、実際の運用の流れを把握する前に、まずは、制度上の情報開示請求手続の流れについての概要を把握した。

ここでは、とりわけ5都市（広東省、江蘇省、浙江省、上海市、北京市）における制度上の情報開示請求手続の概要を確認することとした。

● 関連法令

《中華人民共和国政府情報公開条例》	2008年5月1日施行
《上海市政府情報公開規定》	2008年5月1日施行
《江蘇省政府情報公開暫行弁法》	2006年9月1日施行
《浙江省政府情報公開暫行弁法》	2012年8月1日施行

当初、北京市、広東省については、独立した条例がないと思われていたため、中華人民共和国政府情報公開条例のほか、上記各都市の関連法令を調査対象とした。

いずれの法令も、開示対象とされている情報の概要、この開示を求める手続等を規定しており、中央、地方の法律によって、大差はない。

● 開示対象情報

政策法令関連、法執行関連の情報が開示対象とされている。

（各省、市が実際に開示した情報の詳細については、三. 実際の運用における情報開示請求手続の流れを参照。）

● 関連条文

- ・《中華人民共和国政府情報公開条例》第9～13条

第2章 公開の範囲

第9条

行政機関は、以下の基本的要求の1つに合致する政府情報について主体的に公開しなければならない。

- (1) 公民、法人またはその他の組織の切実な利益に関わるもの
- (2) 社会公衆が幅広く知るまたは参与する必要があるもの
- (3) 当該行政機関の機構の設置、職能、事務処理手続などの状況を反映したもの
- (4) その他法律、法規および国家の関係規定に照らして主体的に公開しなければならないもの

第10条

県級以上の各市人民政府およびその部門は、本条例第9条の規定に照らして、それぞれの職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、以下の政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 行政法規、規程および規範的文書
- (2) 国民経済と社会発展の計画、特定項目計画、区域計画および関係政策
- (3) 国民経済と社会発展の統計情報
- (4) 財政上の予算、決算の報告
- (5) 行政事業の料金の項目、根拠、基準
- (6) 政府の重点的購入項目の目録、基準および実施状況
- (7) 行政許可の事項、根拠、条件、数量、手続、期限ならびに行政許可の申請にあたり提出する必要のある全ての資料の目録および事務処理の状況
- (8) 重大な建設プロジェクトの承認および実施状況
- (9) 貧困救済、教育、医療、社会保障、修行促進などの分野の政策、措置およびその実施状況
- (10) 突発的な公共事件の即応マニュアル、事前警戒の情報および対応状況
- (11) 環境の保護、公共の衛生、生産の安全、食品薬品、製品の品質の監督・検査状況

第11条

区を設けている市級の人民政府、県級人民政府およびその部局が重点的に公開する政府情報は、さらに以下の内容を含まなければならない。

- (1) 都市・農村の建設および管理の重大な事項
- (2) 社会公益事業の建設状況
- (3) 土地の収用または徴用、家屋の撤去・立退きおよびその補償、補助費用の支給、使用状況

- (4) 緊急救災、優待慰撫、救済、社会義捐など金品の管理、使用および分配状況

第 12 条

郷（鎮）人民政府は、本条例第 9 条の規程に照らして、その職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、以下の政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 国家の農村工作に関する製作を貫徹して実施した状況
- (2) 行政収支、各種特定項目資金の管理および使用状況
- (3) 郷（鎮）の土地利用総体計画、宅地しよの審査承認状況
- (4) 土地の収用または徴用、家屋の撤去・立退きおよびその補償、補助費用の支給、使用状況
- (5) 郷（鎮）の債権債務、資金調達・労働力調達の状況
- (6) 緊急救災、優待慰撫、救済、社会義捐など金品の支給
- (7) 郷鎮集団企業およびその他郷鎮経済体の請負、賃借、競売など状況
- (8) 計画出産政策の執行の状況

第 13 条

本条例第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条に定める行政機関が主体的に公開する政府情報のほかに、公民、法人またはその他の組織はさらに、自己の生産、生活、科学研究など個別の必要性に基づき、国务院の部門、地方各級人民政府および県級以上の人民政府の部門に対し関係する政府情報の取得を申請することができる。

- ・《上海市政府情報公開規定》第11条、第13条

第二章 公開範囲

第11条（自主公開）

行政機関が下記基本要求の一つに適合する政府情報に対しては、自主公開すべきである。

- (1) 公民、法人或いはその他組織に関する利益に関わるもの
- (2) 社会公衆に知られる或いは参与すべきもの
- (3) 本行政機関機構の設置、職能、事務手続などの状況を反映するもの
- (4) その他法律、法規、紀章及び国家関連規定により自主公開すべきもの

行政機関は、《政府情報公開条例》第十条、第十一条、第十二条の規定に基づき、当機関が政府情報の主要部分について自主公開することとする。

第13条（申請公開）

公民、法人或いはその他組織が「政府情報公開条例」及び本規定に基づき、行政機関に関連政府情報の公開を申請する権利がある。

- ・《江蘇省政府情報公開暫行弁法》第7、8条

第7条 政府機関が社会に対して、下記の政府情報を自主公開すべきである。

- (1) 本行政区域経済社会発展計画、企画及び重要決定の情報
- (2) 政府規定、群衆利益に密接に関わる規範性文書情報
- (3) 政府機関の機構設置、職責権限及びサービスガイド情報
- (4) 公務員試験、採用及び幹部公開選挙の条件、経過、結果などの情報
- (5) 行政許可の事項、依拠、条件、数量、経過、期限及び提出すべき全ての材料の目次及び申立書フォーマットなどの情報
- (6) 行政、事業性料金項目、標準、方式、減免政策及び依拠情報
- (7) 政府財政予算、決算及び執行予算、決算の審査状況情報
- (8) 政府基金、重要専門項目資金（経費）の収集、分配、使用、重大基本建設項目リスト、政府購入情報
- (9) 公衆の人身及び財産安全に影響する突発事件の予報、発生及び処理状況
- (10) 公衆利益に関わる労働就職、社会保障、環境保護、国民教育、土地徵用、家屋立ち退き、貧困扶助、優遇などの政策、措置の情報
- (11) 法律、法規、紀章規定につき、公開すべきその他政府情報

第8条

自主公開政府情報以外のその他公開可能の政府情報については、公開を申請する政府情報に属する。

- ・《浙江省政府情報公開暫行弁法》第3条、第9、10条

第3条

政府情報公開は公正公平、真実確実、便利の原則に基づき、確実に公民、法人及びその他組織が法に基づき政府情報を取得することを保障すべきである。

行政機関が政府情報を公開する際に、国家安全、公共安全、経済安全及び社会安定に悪影響を与えてはいけなく、国家秘密、商業秘密及び個人プライバシー情報に関わっては

いけない、権利者の公開許可を得た或いは行政機関が公開しないと公共利益に重大影響を与えると判断した商業秘密及び個人情報プライバシー情報は例外とする。

第 9 条

行政機関が下記基本要求的うちに、一つに適合する政府情報に対して、自主公開すべきである。

- (1) 公民、法人或いはその他組織に関する利益に関わるもの
- (2) 社会公衆に知られる或いは参与すべきもの
- (3) 本行政機関機構設置、職能、事務手続などの状況を反映するもの
- (4) その他法律、法規、紀章及び国家関連規定により公開すべきもの

第 10 条

行政機関は「条例」第 10 条、第 11 条、第 12 条及び本弁法の関連規定に基づき、本機関職責範囲内で自主公開の政府情報の具体内容を確定すべきである。

行政機関は関連当事者合法权益を保護することを前提として、行政管理の需要に基づき、適宜な方式で行政処罰、行政矯正などの行政執法結果情報を自主公開できる。

● 開示手続概要

いずれの地方においても、大要、開示に係る手続は以下のとおりである。

n手続概要および提出書類

- 1) 請求方法：手交、郵送、ファックス、インターネット
- 2) 提出書類：
 - ① 申請表（請求人情報、請求内容、情報開示方法等を記載）
 - ② 企業営業許可証
 - ③ 授權委託書
 - ④ 代理人身分証明書（代理人が請求する場合）

n所要期間と開示形式

- 1) 所要期間：請求日から15～30営業日以内
- 2) 開示形式：郵送、ファックス、窓口直接交付

● 関連条文

- ・《中華人民共和国政府情報公開条例》第20条、第24条

第 20 条

公民、法人またはその他の組織が本条例第 13 条の規程に照らしている行政機関に対し政府情報の取得を申請する場合、書面の形式（電算処理文の形式を含む）を採らなければならない。書面の形式を採るのに確かに困難がある場合、申請者は口頭で行うことができるが、当該申請を受理した行政機関は政府情報公開の申請を代わりに記載しなければならない。

政府情報公開の申請は、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 申請者の氏名または名称、連絡方法
- (2) 公開を申請する政府情報の内容の概略
- (3) 公開を申請する政府情報の形式の要求

第 24 条

行政機関が政府情報の取得申請を受けた場合、その場で回答できるときは、その場で回答すべきである。

行政機関がその場で回答できない場合は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。回答期限を延長する場合、当該政府情報公開対応部門の責任者の許可を得て、且つ申請人に通知しなければならない。この場合、期間を 15 日以内に限り延長することができる。

開示請求対象の政府情報が第三者の権益にかかる場合、行政機関が第三者の意見を確認するためにかかった時間は、本条第二項の期間に算入しない。

・《上海市政府情報公開規定》第21～24条

第 4 章 申請により公開過程

第 21 条（申請）

公民、法人或いはその他組織が「政府情報公開条例」第 13 条規定に基づき、行政機関に政府情報公開の申立を提出する際に、下記項目を明確に記載する申請書を提出すべきである。

- (1) 申請人の姓名或いは名称、連絡方法
- (2) 明確な特定政府情報の文書名称、文号或いはその他特徴説明を含めた政府情報内容
- (3) 政府情報を取得した方式及び裁体形式。公民、法人或いはその他組織が行政機関に政府情報公開を申立した場合、行政機関はその用途を聞く権利が有している。

第 22 条（協力及び便利）

申請人が政府情報公開申請書を書くことに支障がある場合、口頭で申請できる、申請を受けた行政機関従業員が代わりに申請書を書き、申請人の署名或いは印鑑により確認する。

申請人が説明した政府情報の文書名称、文号或いは特徴に困難があつて、行政機関に問合せした場合、行政機関が必要な協力を提供すべきである。

政府情報は法に基づき、区（県）政府及び部門、郷（鎮）政府或いは街道弁事処が公開する情報で、区（県）政府が公民、法人或いはその他組織が政府情報公開を便利にするために、本行政区域の集中申請接收窓口を設立できる。

第 23 条（回答）

公民、法人或いはその他組織が政府情報公開申請につき、行政機関が下記の規定に基づき、回答をすべきである。

- (1) 公開範囲に所属する政府情報につき、申請人に取得方式及び方法を知らせるべきである。
- (2) 不公開範囲に所属する政府情報につき、申請人にその理由を説明すべきである。
- (3) 本規定の政府情報範囲に含めない申請内容につき、申請人に情報説明をすべきである。
- (4) 本機関職責権限範囲に含めた公開申請した政府情報について、本機関が未作成或いは未取得した場合、申請人に当該政府情報は存在しない旨を告知すべきである。
- (5) 本機関職責権限範囲に含めていない公開申請した政府情報につき、申請人に本機関が公開する情報ではない旨を告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (6) 公開申請した政府情報のうちに、公開してはいけない内容を含めた場合、区別処理が出来る情報につき、申請人に公開できる情報の取得方法を告知すべきで、公開できない部分につき、申請人に理由説明をすべきである。
- (7) 商業秘密、個人プライバシー情報に関わる政府情報の公開申請につき、本規定の第 12 条第 2 項目規定により、公開できる、申請人に当該政府情報の取得方法を告知すべきで、その公開内容及び理由につき、書面で権利者に告知すべきである。
- (8) 申請内容が明確ではなく、本規定第 21 条第 1 項目に適合しない場合、申請人に合理期間内で修正補充させるべきである。修正期限を超えた場合、申請放棄に認定する。
- (9) 同一申請人が正当な理由がない状況で、同一行政機関に同一政府情報公開申請を重複し、行政機関が回答をした場合、申請人に重複処理はしない旨を告知すべきである。

第 24 条 （取得方法及び裁体形式）

行政機関が政府情報公開する際に、申請人が郵送、手渡し、ファックスなどの方式で取得でき、紙、ディスクなどの裁体形式も選択できる。

行政機関は申請人の要求した方式、裁体形式で政府情報を提供すべきである。無理の場合につき、申請人がその関連資料を調べさせる或いはほかの適宜な方式及び裁体方式で提供すべきである。

- ・《江蘇省政府情報公開暫行弁法》第15～18条

第 15 条

政府情報公開権利者が政府情報公開申請をした際に、手紙、電報、ファックス、電子メールなどの形式で政府情報公開義務人員に申請を提出できる。上記方式につき、困難がある場合、口頭形式で申請を提出できる。

政府情報を取得する申請に申請人の姓名或いは名称、身分証明、住所、連絡方法及び政府情報内容説明が必要である。

第 16 条

政府情報公開義務人が政府情報公開権利人の申請を受取った後に、登記し、下記情報に基づき回答或いは情報を提供すべきである。

- (1) 自主公開に所属する場合、申請人に当該政府情報を取得方式及び方法を告知すべきである。
- (2) 自主公開範囲に所属し、自主公開していない場合、申請人にその政府情報を提供すべきである。
- (3) 申請公開範囲に所属する場合、申請人にその政府情報を提供すべきである。
- (4) 不公開範囲に所属する場合、申請人に告知すべきである。
- (5) 本機関が把握する政府情報ではない場合、申請人に本機関が公開する情報ではない旨を告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (6) 公開申請した情報が存在しない場合、申請人に告知すべきである。
- (7) 公開申請内容が明確ではない場合、申請人に修正、補充通知を告知すべきである。

第 17 条

政府情報公開権利人の申請に対して、その場で回答或いは提供出来る場合、その場で、政府情報公開義務人が回答或いは提供すべきである。できない場合、申請を受取った日から起算 15 営業日以内に、回答或いは提供すべきである。

第 18 条

政府情報公開義務人が正当な理由で規定した期間内に政府情報を回答或いは提供する場合、本機関政府情報公開機構の責任者の同意を得、適宜に延長し、書面で申請人告知すべきである。その延長期間は 15 仕事日を超えてはいけない。

・《浙江省政府情報公開暫行弁法》第18～20条

第 18 条

公民、法人及びその他組織が政府情報取得を申請する際に、行政機関弁公場所或いは行政機関が指定した国家文書館、行政サービスセンターなどの政府情報公開申請受理処で、書面申請を提出でき、手紙、ファックス、インターネットなどの方式でも書面申請を提出できる。

申請人が政府情報公開申請書を書くことに支障がある場合、口頭で申請できる、申請を受けた行政機関従業員が代わりに申請書を書き、申請人の署名或いは印鑑により確認する。

行政機関が政府情報公開申請書フォーマットを提供し、申請人に無料で取得することを便利にすべきである。

第 19 条

申請人が真実な姓名或いは名称、連絡方法を書き、公開申請する政府情報の内容説明及び形式要求も明確的、具体的にかくべきである。

申請人が他人に自身に関わる政府情報を公開申請を委託した場合、行政機関に申請人、委任者の有効証明証及び委任状を提供すべきである。委任状に委任事項、権限及び期限を記載し、申請人署名或いは押印すべきである。

第 20 条

公開申請した政府情報につき、行政機関が下記の規定に基づき、書面回答すべきである。

- (1) 公開範囲に所属する場合、申請人に当該政府情報を取得方式及び方法を告知すべきである。
- (2) 不公開範囲に所属する場合、申請人に理由を説明すべきである。
- (3) 行政機関の間及び内部文書の報告、申請、回答、会議紀要、などの文書及び資料につき、行政管理依拠ではない資料として、公開しなくていいが、申請人に理由を説明すべきである。
- (4) 調査、討論、処理中の政府情報につき、公開しないが、申請人に理由を説明すべきである。
- (5) 自主公開範囲に所属しない場合、申請人生産、生活、研究などの特殊需要に関係ない情報は公開しないが、申請人に理由を説明すべきである。
- (6) 本機関の公開責任ではない或いは当該政府情報が存在しない場合、申請人に告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (7) 公開申請した政府情報のうちに、公開してはいけない内容を含めた場合、区別

処理が出来る情報につき、申請人に公開できる情報の取得方法を告知すべきで、公開できない部分につき、申請人に理由説明をすべきである。

(8) 申請内容が不明確或いは規定に適合しない場合、申請人に修正すべき点を告知すべきである。

(9) 同一申請人が正当な理由がない状況で、同一行政機関に同一政府情報公開申請を重複し、行政機関が回答をした場合、申請人に重複処理はしない旨を告知すべきである。

2. TSB 投訴窓口専用ダイヤル「12365」に関する制度調査

以下のTSBに対して、聞取調査結果を実施した。

国家	国家質量監督檢驗檢疫総局
北京市	北京市質量技術監督局
上海市	上海市質量技術監督局
浙江省	浙江省質量技術監督局
	杭州市質量技術監督局
	寧波市質量技術監督局
	温州市質量技術監督局
江蘇省	江蘇省質量技術監督局
	南京市質量技術監督局
	常州市質量技術監督局
	無錫市質量技術監督局
	蘇州市質量技術監督局
	徐州市質量技術監督局
広東省	広東省質量技術監督局
	広州市質量技術監督局
	東莞市質量技術監督局
	深圳市質量技術監督局

聞取調査の結果、本窓口は、製品品質法違反行為が疑われる際に、この是正を求めるための投訴窓口であり、同窓口への投訴案件以外の案件に係る処分結果等の情報照会のために活用することはできない、ということが判明した。よって、「12365」を利用したTSBにおける行政処罰に関する情報開示はなされていないと確認された。



(TSB／质监12365)

(http://www.hljdtw.com/about_1.asp?fileid=1063)

3. 行政処罰決定書の写しの入手状況

なお、以下は、本調査の執筆協力をしている調査会社による行政摘発件数と行政処罰決定書の写しを入手できた件数の比較である。行政処罰決定書の写しの提出について、毎月当局に確認や催促の連絡を取り、これを求めた場合、高い確率で入手することができる。

	AIC	TSB
① 受託した調査会社が（2011年5月2日-2012年8月10日）に行った行政摘発件数	99	0
② ①のうち、最終的に処罰がなされていない案件数	12	0
③ 刑事移送手続中の案件	24	0
④ 行政処罰決定書取得対象案件数（①－②－③）	63	0
⑤ ④のうち、行政処罰決定書の写しを入手できた件数	58	0
処罰決定書の写しの入手比率	92.1%	—